

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和5年11月20日午前9時00分琴平町役場3階大会議室に召集する。

出席委員		欠席委員	
3	山田 悟	9	宮脇 久雄
1	大森 薫之	10	西島 好弘
2	都村 尚志	11	山本 修司
4	神餘 哲夫		
5	西山 盟		
6	高尾 剛		
7	宮武 悟		
8	大場 重信		

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二  
書記 植田 康紀

<議事日程>

議案第1号 農地法第3条許可申請について  
議案第2号 非農地判断について  
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について  
その他

会長 挨拶

会長 それでは議事に入ります。本日の会議録署名委員は2番の都村委員と、4番の神餘委員です。  
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 **議案第1号1 農地法第3条許可申請について**事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号1 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局           お手元の議案書4ページをご覧ください。  
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。  
場所は、町道昭和橋1号線と町道高藪町線の交差から北へ約200mに位置する農地です。親から子への贈与となります。高齢となり農地を維持することが困難となっている譲渡人から譲受人が贈与を受けて家庭菜園として農地を利用し維持していくということで、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長            議案第1号1について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員       事務局から説明があったとおりです。農地を維持することが困難となっていた父が子に贈与し、家庭菜園として利用して今後、農地を維持していくようです。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

会長            議案第1号1について ご質問、ご意見はございませんか。

会長            議案第1号1について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長            それでは、議案第1号1 農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

会長            全員挙手により賛成でありますので、議案第1号1 原案のとおり決定することにいたします。

会長            **議案第1号2 農地法第3条許可申請**について事務局より説明をお願いします。

事務局        議案第1号2 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局        お手元の議案書4ページをご覧ください。  
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。  
場所は、町道横瀬線と町道横瀬6号線の交差から北西へ約80mに位置する農地4筆です。  
高齢となり労働力不足で後継者もない譲渡人と経営規模の拡大を図

りたい譲受人との間で話がまとまり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長 議案第1号2について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。高齢となり農業を行う予定もなく、後継者もいないため農地を手放したい譲渡人と、近隣で耕作しており、経営規模拡大を図りたい意向である譲受人が農地購入条件等の話し合いの結果、この度の申請となりました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号2について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号2について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号2 農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号2 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第1号3 農地法第3条許可申請**について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号3 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。  
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。  
場所は、町道長法寺線と町道池田長法寺線の交差から北東へ約120mに位置する農地2筆です。

以前は親子で農業を行っていましたが、子が急に亡くなり労働力不足となり、所有する農地を耕作していくことが困難となった譲渡人と経営規模の拡大を図りたい譲受人との間で話がまとまり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のい

ずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長 議案第1号3について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。子供が急に亡くなり所有する農地を耕作することが困難となった譲渡人と、近隣で耕作しており、経営規模拡大を図りたい意向である譲受人が農地購入条件等の話し合いの結果、一部の農地を譲渡するという事で、この度の申請となりました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号3について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号3について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号3 農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号3 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第2号 非農地判断**について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 非農地判断についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書 議案の5ページをご覧ください。  
申請者、申請地、経緯、目的などについて読み上げて説明。  
場所は、先ほどの議案第1号の1の3条申請の申請地の西側に隣接する農地です。昭和50年の航空写真で見ると、北川と西側に家屋があり宅地の一部として利用されているよう見えます。農地法施行年の昭和27年以前がどうなっていたかは定かではないですが、宅地の一部としての利用がおよそ50年経過していると思われれます。面積も狭く田としても畑としても利用しづらいという判断で非農地証明願を受理致しております。

会長 議案第2号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。宅地の一部として利用されて50年近く経過していることや、面積も狭く農地として利用することが困難であるということで非農地証明としても問題ないかと思えます。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 議案第2号について ご質問、ご意見はございませぬか。

会長 議案第2号について ご異議はございませぬか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 非農地判断について挙手をお願ひします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第3号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明お願ひします。

事務局 お手元の議案書6ページをご覧下さい。

農用地利用集積計画総括表 申請番号1～4について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。  
よろしくお願ひいたします。

会長 議案第3号について ご質問、ご意見はございませぬか。

会長 議案第3号について 決定することにご異議はございませぬか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願ひいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定す

ることにいたします。

会長           **報告第1号 使用貸借終了農地返還通知**について、事務局より説明お願いいたします。

事務局           賃貸人、賃借人、申請地について読み上げて説明。

会長           全体を通じてご意見はございますか。

「なし」

会長           事務局からその他をお願い致します。

会長           その他について何かありますか。

事務局           令和5年11月27日に開催の市町農業委員研修会出欠及び中讃地域のやさしい農業を考える会の案内を説明。

会長           次回は、令和5年12月15日（金）午前9時から琴平町総合センター役場2階大ホールで行います。

会長           以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。